

松江市告示第59号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

松江市長 上 定 昭 仁

路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
10256	坂 本 川 原 線	松江市川原町字門田220番1地先 " " 木ノ下216番3地先	令和4年3月8日	1	

位置図 No. 1

区域変更路線 坂本川原線



 市道編入区域